事　務　連　絡
令和８年９月２日

各国土交通大臣認可｛水道事業者／水道用水供給事業者｝御中

国設専用水道の設置者　御中
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

令和８年度（上半期）水道における PFOS 及び PFOA に関する検査の実施状況調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

PFOS 及び PFOA については、令和８年４月１日から水道水質基準化され、水道事業者等における水質基準値の遵守と水質検査の実施が義務付けられたところです。

PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施状況については、令和６年５月 29 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について」及び令和７年５月 16 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について」により、調査を実施してきたところですが、今般、PFOS 及び PFOA が水道水質基準化されたことを踏まえ、今年度上半期において水質検査が確実に実施され、水道水質の安全性が確保されていることを確認するため、実施状況に関する調査を行うこととしましたので、御協力をお願いいたします。

水道事業者、水道用水供給事業者及び国設専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、別添の回答様式に記入の上、各地方整備局等水道係の示す期限までに各地方整備局等に御報告願います。本調査結果につきましては、取りまとめの上、水道事業者等の名も含めて公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

特に、令和８年度に初めて PFOS 及び PFOA の水質検査を行う水道事業者等におかれましては、検査の結果、水質基準値を超過していることが確認された場合は、速やかに令和 8 年 3 月 27 日に国土交通省が公表した「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」を参考に、適切な対応を図って頂きますようお願いいたします。なお、全量受水の事業者、簡易水道事業者及び専用水道の設置者におかれましては、PFOS 及び PFOA の検査結果等に応じて、検査回数を軽減できる措置も規定されています。つきましては、これらも留意しながら適切に水質検査を実施して頂きますよう重ねてお願いします。

（水道事業者等によるPFOS及びPFOAの対応に関すること）
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課及び各地方整備局等
TEL：03-5253-8111　　担当：加藤、内間（内線：34439）
E-mail： hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp
（水質基準、水質検査に関すること）
環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室
TEL：03-5521-8300　　担当：服部、鈴木
E-mail：suido-suishitsu@env.go.jp

事　務　連　絡
令和８年９月２日

各 { 都道府県 / 市 / 特別区 } 水道行政担当部（局）御中
（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

令和８年度（上半期）水道における PFOS 及び PFOA に関する検査の実施状況調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

PFOS 及び PFOA については、令和８年４月１日から水道水質基準化され、水道事業者等における水質基準値の遵守と水質検査の実施が義務付けられたところです。

PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施状況については、令和６年５月 29 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について」及び令和７年５月 16 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について」により、調査を実施してきたところですが、今般、PFOS 及び PFOA が水道水質基準化されたことを踏まえ、今年度上半期において水質検査が確実に実施され、水道水質の安全性が確保されていることを確認するため、実施状況に関する調査を行うこととしましたので、御協力をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に確認し、別添の回答様式に記入の上、各都道府県を通じて（専用水道については市、特別区の結果も都道府県で取りまとめて）各地方整備局等水道係の示す期限までに各地方整備局等に御報告願います。本調査結果につきましては、取りまとめの上、水道事業者等（専用水道の設置者を除く）の名も含めて公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

特に、令和８年度に初めて PFOS 及び PFOA の水質検査を行う水道事業者等におかれましては、検査の結果、水質基準値を超過していることが確認された場合は、速やかに令和 8 年 3 月 27 日に国土交通省が公表した「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」を参考に、適切な対応を図って頂きますようお願いいたします。なお、全量受水の事業者、簡易水道事業者及び専用水道の設置者におかれましては、PFOS 及び PFOA の検査結果等に応じて、検査回数を軽減できる措置も規定されています。つきましては、これらも留意しながら適切に水質検査を実施して頂きますよう重ねてお願いします。

（水道事業者等によるPFOS及びPFOAの対応に関すること）
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課及び各地方整備局等
TEL：03-5253-8111　　担当：加藤、内間（内線：34439）
E-mail： hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp
（水質基準、水質検査に関すること）
環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室
TEL：03-5521-8300　　担当：服部、鈴木
E-mail：suido-suishitsu@env.go.jp